

# 将門の乱と出挙

福田 美詠子<sup>†</sup>

天慶2年(939)に起きた将門の乱は、該期の地方統治とは分けて論じられることが多いが、それは受領などの制度が乱の前後で継続的だからである。しかし鎮圧されたとはいえ、地方の最大の乱が中央の統治政策に大した影響を与えなかったのだろうか。小稿では、国衙財政の柱だった出挙を通して将門の乱(天慶の乱)の地方統治への影響をみる。公出挙は稲の再生産のための貸付であり、数を定められた本稲(元本)が在地へ班挙され、収穫から徴収される利稲が中央貢進物調達などの国衙経費にあてられていた。9世紀末から10世紀前期には、在地有力者の受領への対捍が激しくなり、本稲未返納が横行して、正倉にあるはずの本稲の現物数が不足した。中央は人事上の罰則を設けて受領に填納を求めるが、班挙しても回収できない本稲への補填は有力者への稲の流出につながり、財政は悪化する。坂東では受領襲撃事件が頻発し、災害も発生して将門の乱が起り、同時多発的に各地に広がった。乱後は、受領統制の重点が、解由(正倉内容物などの引継証)から惣返抄(進納物の領収証)へと変更される。中央が優位に立って有力者の対捍が制され、正倉に本稲がなくても利稲相当分が政府統制下の機関へ納められる体制になったことの現れである。制度は継続的でも収穫物の行き先が変わり、地方統治の主眼は、出挙本稲現物回収から収穫利稲進納完遂へと移行した。将門の乱は地方統治の転換点といえる。

## Masakado's Rebellion and *Suiko*

Mieko Fukuda

This paper presents the hypothesis that Masakado's Rebellion(将門の乱) marked a turning point in the basic system of local governance. During the *Ritsu-ryo*(律令) period in Japan, the expenses of *kokuga*(国衙, provincial governments), including the cost of procuring tribute to the central government, were mainly covered by interest of *suiko*(出挙, loan of rice for reproduction). By the first half of the 10th century, *kokuga* finances deteriorated nationwide. This was because the local powerful people resisted against *zuryō*(受領, provincial governors) and often refused to deliver the harvest. The central government forced *zuryō* to compensate for uncollected principal of *suiko*, which should have been but was not in *shōsō*(正倉, local public warehouses). The conflict led to incidents of raids on *zuryō*, finally the largest local rebellion, Masakado's Rebellion, broke out in 939. After the suppression, due to the control over the local powerful people, it became possible to collect the harvest equivalent to interest of *suiko*. Consequently, the focus on the evaluation system for *zuryō* had shifted to completing the tribute rather than replenishing the loss of *shōsō*.

### 1. はじめに

天慶2年(939)に起きた平将門の乱(藤原純友の乱と合わせて天慶の乱[1])は平安前期において最大の乱である。主に武士の発生・中世につながる事件と位置づけられ[2]、該期の地方統治とは分けて論じられる傾向が強い。それは地方統治の制度が、乱の前後で継続的だからである。中央と地方の間に立って一国の政務を総轄する受領については[3]、9世紀(以下、C)~10C初に「制度的起点」があり、現実的対応の結果、「税財政の諸要素」が「跋行的」に変化して10C後期に受領請負制が定着することが示されている[4]。

しかし鎮圧されたとはいえ、地方の最大の乱が中央の地方統治政策に大した影響を与えなかったのか、との間は、十分に検証されていない。延喜14年(914)の三善清行「意見十二箇条」には、受領が在地で暴行を受ける事件が頻発していたことが記される。中央は徴税の不足を責めるが、それは受領のせいではなく、班田収授の衰退や課丁(課税対象者)の不在といった律令制の行き詰まりに起因する、と説く。受領経験のある清行は「恥を知る士は誰が受領になることを願うでしょうか[5]」と嘆いている。

かくの如き受領が「多くの私富を有するよう」になるのは、寺内浩氏によると10C後期であって[6]、天慶の乱の起きた10C中葉を境に大きな変化があったことが示唆されて

<sup>†</sup> 博士後期課程在籍中(人文学プログラム)

いる。玉井力氏は、受領功過定（成績の評定）について、延喜・延長の間(901-931)は公文勘済（任責を完済）する者が少ないが康保(964-968)以降は勘済者が多くなった、との『北山抄』の記載をあげ、「この間に政府側に大きな事情変化」があり、それは天慶の乱が「窮乏していた国衙財政に決定的な打撃を与えた」ことだった、とされる[7]。

10C前期の受領を叱責する太政官符（中央中枢部からの命令。以下、官符）をみると、稲穀（イネ類）を中心とした地方財政、とくに出挙に関するものが目を引く。そこで、出挙を軸として、将門の乱（天慶の乱[8]）の地方統治への影響を検討したい。乱前の統治の乱れや受領の状況については坂東を中心にあげ[9]、将門の乱との繋がりをみる。

## 2. 出挙と地方財政

### 2.1 令制の地方財政

9C末～10C初、寛平・延喜期の上野・武蔵などには、群盗が発生する。将門の乱の「史的前提」とされる「倭馬之党」で[10]、官物を都に運送する雇い馬（倭馬）を奪って賊化したものである。遡ると8C後期、下総・武蔵・下野・上野などに正倉焼失が多発して「神火」と称されたが、実態は国郡司が「虚納」を遁れるための「放火」と判明し[11]、填備を命じられる事件が起こっていた[12]。官物・正倉をめぐる地方が乱れていたことがわかる。

「郡に設置された正倉に収納して国司が管理・運用をした」稲穀を、正税という[13]。物実としての正税には、穎（穂首）と穀（粉穀付き）があった[14]。この2形態は、菌田香融氏によると「異なった機能に対応」しており、蓄積用の穀に対し、出挙には穎が用いられる[15]。穎稲の公出挙が地方財政の柱であった[16]。

出挙とは「利息付きの貸借」で、種稲分与などの「再生産機能」に起源がある[17]。本稲は出挙の元手（元本）であり[18]、秋取の後に得られる利稲（利息）が、国衙運営や「中央への貢進物を調達する」諸経費に充てられた[19]。本稲には定数が定められている[20]。収穫時には、耕作人死亡・不作や返納拒否などで回収できない貸し倒れが一定割合で発生し、それを放置すると利稲も減るため、国司が補填して[21]、出挙本稲数を維持していた。

### 2.2 税帳と解由

「正税の収納・運用に関する決算報告書」が税帳（正税帳）であり、稲穀について「前年度よりの繰越し、当年度の収入・支出、次年度への繰越し」が記されていた[22]。毎年京進され[23]、民部省主税寮で勘会（不正の調査）を受け、不一致等があれば勘出（不正・雑念の摘発）を置かれる[24]。正税が保全されていない税帳は、中央に受理されず、国に突き返される手順となっていた[25]。

ところが9C末には、税帳を5～20年も「不進」（中央に送らない）あるいは「進而不勘」（中央に送るが勘会に至

らず返帳される）の諸国があり、交替（国司の転任）時に勘出が多くなっていった。これに対し、寛平6年(894).9.29官符で[26]、任期中に税帳の不進・不勘があれば交替時に「解由」を進めても返却して取めない、という罰則が定められる[27]。解由とは、官人とくに国司の交替時に、引継が完了した証明として後司が前司に与え、前司が中央に提出する書類で、これがないと前司は次の官に就けない[28]。

受領の交替時には対検（前後司立ち会いの調査）で現物と公文が照合され、官倉に欠が発覚すれば前任が補填責任を負い、欠を見逃すと後任が填納することになっていた[倉庫令倉藏文案孔目条・倉藏受納条] [29]。そのため、後司は簡単には解由を与えず、前司との争いが多発する[30]。前司にどこまで責任があるかは案件ごとに中央の勘解由使によって審査され、出された勘解由使勘判に従って填納を完了すると解由が得られる、というのが主な手続だった[31]。

国衙財政の会計としては、税帳が収支（フロー）の決算書、交替対検が資産（ストック）の棚卸に当たる。交替対検で官物が無実（帳簿では有るはずの物実が無いこと）とされれば、填納の必要が生じる。税帳と解由の返却を結びつけたのは[32]、現物としての稲穀の保全を受領に強く命じる施策であった[33]。

### 2.3 有力者の対捍

国別に定数化されている正税本稲を国内でどのように配るか（班挙）については[34]、寛平6.2.23官符が出された[35]。それには、良田の多くは「富豪之門」に帰して出挙を徒に給しているのが現状であり、もともとは耕人に班挙していたが、良家子弟や院宮王臣家人などは正税の班挙を引き受けないので、今後は田数に応じて班挙し、もし国司に対捍（反抗）するならばその田の穎により補填する、とある。

富豪・良家子弟・院宮王臣家人といった在地の有力者は[36]、強制貸付の性格を持つ出挙を[37]、拒否する場合があったことがわかる。本稲を借りていないから利息をつけて返済するいわれはないとの理屈で、収穫物を納めないのである[38]。それが横行すれば穎稲収入が不足し、地方財政は悪化する。

有力者の対捍としては[39]、国司から班挙は受けるが収穫物を納めない場合もあった[40]。とくに、出挙本稲の未返納を「未納」という[41]。9Cから、公出挙本稲を「正倉に回収せず」「私倉に預け放しにしておく」返挙と称される方式がみられ[42]、「虚納と結合」していた[43]。坂上康俊氏は、国郡側が対捍者からの物実の取立てを「一旦放棄し、単に書類のみを出させ」、私倉への収納を国衙への既納として「帳簿上記入」という、私倉を「里倉と見なす」方策を案出して受領交替時の困難を避けた、といわれる[44]。出挙は、地方行政における「以虚為実[45]」の温床となっていた[46]。

### 3. 未納補填と坂東の受領

#### 3.1 減省と加挙

中央は、税帳の返却と解由の返却により受領への統制を強化していたが、これは虚偽申告をさせないための施策でもある。中央は、帳簿操作を排した上で財政を立て直すことを意図していたとみられ、「現実と合致させるために政府の方で妥協し」臨時の措置として、式に定められた正税数を割る「減省」を許す[47]。正税定数を一時的に減じ、受領が掌握する本稲現物の数に合わせたわけである。

だが、臨時の措置は定例化してしまう。10C初には、不作による未納や前司の交替欠と称した正税本稻式数の減省が諸国から申請されたのに対し、式数を回復させるための補填は進んでいなかった[48]。そこで延喜5年(905)に「加挙」が導入される。これは村尾次郎氏によると「今年度繰越残高を明年度減省本稲に加えて出挙」して「出挙本稲を式数に近づけよう」とした制度である[49]。依然として政府は、現物としての正税本稲の保全に腐心している。

しかし、未納のままでの正税本稲への補填は、有力者の手にある本稲を増大させるだけになりかねない。現物に合わせて定数を増減する運営の下で減省が続くことは、受領による本稲の回収が進んでいないことを示している。その状態で同じ田の耕作のために翌年また班挙しても収穫時に回収されず、かえって穎稲を正倉から在地(里倉)へと継続的に流出させることになる。加挙後も正倉は埋まらず、減省が繰り返されれば、地方財政は悪循環に陥る。

#### 3.2 解由を得られない受領

国衙の稲穀不足は、中央の財政難に直結する。既に9C末時点で、中央諸司への支給にあてる正税利稲の春米1万8000斛は、6000~9000斛しか納められていなかった[50]。地方財政の立て直しを強く求められた受領だが、「解由状を得られない国司は激増」し、昌泰2年(899)には50人にも達していた[51]。

延喜9年(909)除目(人事異動)では、受領の空きが多いが「有資格者が少なく」、解由を返却された者などの中から任じなければならぬ事態となった。そのため「任官の参考資料」として、延喜15年(915)に受領功過定が始まる[52]。除目の前に、解由を進める者の帳簿に基づく功過を、主計寮(中央への貢進物を管轄)・主税寮(イネ類を管轄)から勘申させており、以後は恒例となった。当時の受領の任命・交替が、全国的に難渋していたことが知られる。

坂東では、延喜9年下総擾乱・下総守菅原景行(道真の息男の一人)過状進上や、延喜15年上野受領被殺、延喜19年(919)武蔵国衙被襲撃事件が発生し[53]、受領は貢進の心配ばかりか、身命の危険にまで晒されていた。有力者との収穫物の取り合いが激化していたとみられる。

#### 3.3 坂東の受領と将門の乱

承平5年(935)に、武蔵国の減省申請が公卿の審議にかけられる。受領一任期の間、例の減省の外に重ねて減省を申請し、延長3年(925)以後の交替欠は正税雑稲31万7322束にのぼるといふ[54]。この交替欠は、単位が束だから穎であり(穀の単位は斛)、出挙本稲が正倉にないことを指す。減省の許否は不明だが、武蔵の経営が特に悪いとされたことは間違いない。

武蔵については承平6年(936)勘解由使勘判が出され[55]、前司藤原善方(すでに死亡)が、交替欠を「盗犯」と判じられている[56]。帳簿にあるはずの現物が倉に無くて「正当な理由が説明できない場合」、受領の怠は悪質で「盗詐犯用」(盗犯)にあたる、とされていた[57]。

承平7(937)年11月、富士山が噴火。翌年には京都で大地震が起り、改元するも鴨河が氾濫し、天慶2年春には米価が騰貴して飢饉にみまわれた[58]。その2月15日、災害の原因は国分寺の破損だとして、中央から諸国に国分寺修理料のための出挙本稲の補填が命じられる[59]。加えて、前司の「官物犯用」を断罪することが通知された[60]。このころ勘解由使勘判により、常陸の前司菅原兼茂(道真の息男の一人)も「盗犯」とされ、補填を命じられていた[61]。

源経基が武蔵謀反を密告したのは、まさに天慶2年春である。年内に坂東において将門の乱が常陸襲撃から始まり、印鑑(国の印と倉のカギ)が奪われた[62]。印鑑に関して、将門の被殺(940年2月)の後に、上総介藤原滋茂が受領のなかで唯一人、任停止の処分を受けているが、滋茂は故武蔵守善方の子である[63]。勘解由使勘判で受領が盗犯に当たるとされた武蔵・常陸が乱の震源地になったこと、印鑑が奪取されていることは、盗詐犯用・補填の問題が乱の背景にあったことを窺わせる。

### 4. 乱後の地方統治の転換

#### 4.1 解由制・税帳勘会の変質

西国の純友も討たれて天慶の乱が鎮圧された翌年の天慶5年(942)、詔が出て、公卿や儒士だけでなく受領にも全員意見封事を求めた[64]。受領の意見を容れ[65]、天慶8年(945)、受領功過定に「勘解由使勘文」が提出されることになり[66]、交替時の正税・不動穀などの欠は公卿が審議することになった[67]。増淵徹氏は、これ以降の解由制は「功過判定の前提としてのみ機能し続け」勘解由使は「交替監査から功過判定へとその機能を変え」た、とされる[68]。改正後は、主計・主税寮勘文の調庸惣返抄・雑米惣返抄・勘済税帳などが合格かつ勘解由使勘文が無過というように「全てについて「過」がなければ」、「受領は功過定をパス」した[69]。

受領功過定の審議事項の一つである税帳だが、天曆3年(949)、その返却について何らかの決定があった[70]。翌年、勘税帳の「返帳」をめぐって主税寮官人たちに疑義が

あり、学者の惟宗公方が、法理を尽くしていないため勘文に署名できない、とする騒ぎがおきている[71]。主税寮の疑問は次のとおり。弘仁式によると、税帳の勘出が許容限度を超えた場合に返却帳を副えて本帳を返却するはずなのに、なぜ返帳が返抄（受領書）の意義になるのか、というものであった。この主税寮の言い分は管轄の民部省から却下されるが、実務担当者にとって容易には受け入れ難い変更がなされていたことが示されている[72]。つまり、税帳の返帳の意味が、受領にとって悪から良へと変更されたのである。実際に10C後期には、税帳の返却は返抄と同様に扱われるようになった[73]。

税帳については、天慶8年に長門からの次の申請が許可されていたことも注意される。それは、天慶の乱時に「機急」の兵糧立用・「官舎焼亡」・官物の「掠奪」などがあったので、他の国のように前司任中の未弁済は勘済として勘出を置いてほしい、というものであった[74]。天慶の乱を区切りとして諸国の財政の累損を確定している。

これらより、乱後は、受領に任期中責分の完済を求め、累損解消や中央財政などのための格別の貢献は功とし、その代々の積み重ねで長期的に財政を立て直す方式に変わったことがみとれる。制度としては、税帳の返却・解由の返却に重きを置いていた受領統制は、惣返抄で中央統治機関への進納を評価する受領功過定に吸収された。

## 4.2 出挙の変質

では、出挙本稲への補填はどうなったか。本稲が正倉にないことが受領にとって実務面で不都合な理由は、①班挙しなければ指定した田での翌年の再生産がされずに収穫が得られないため、②班挙なく本利稲を徴収する根拠を問われて収穫物納入に対峙されるためであり、ともに班挙を統制できないことが障害になっていた。

①に関して、村井康彦氏は、「民身に留め」られた本稲が翌年の再生産にあてられて次の収穫が得られるという「本稲が正倉に存在しなくても、利稲が回収されるメカニズム」を提示されている[75]。同じ田で耕作が続いて利稲が国司に納められるなら、本稲は播種に便利な里倉にあっていい。すなわち、物実としての本稲は散在していても可であり、正倉内に現物がなくても直ちに班挙本稲を「無実」として填納を求める必要はない。もっといえば、ひとたび在地に元手となる本稲を預ければ、翌年以降は本稲の回収・補填をしなくても、継続的に利稲を回収できるはずである。

しかし、その論理はなかなか受入れられず、②納税側の対峙が長年の懸案であった。これに対し、乱後の政府は取締りを強化する。五畿内と近国の調庸租税を通れる輩の禁断が検非違使に命じられ、受領任せだった諸国の納税対峙に中央が関わった[76]。濫悪対策として、諸国に国検非違使も増員される[77]。取締りの過程で、本稲を託されて班挙を請け負う機関が整理され、対峙を続けた有力者は外されて、中央の統制下にあるものだけに再編されていった可

能性が高い[78]。乱後、地方の対峙勢力より中央の機関が優位になり、②に一応の決着がついたと考えられる。利稲相当分が継続的に徴収されれば、乱前是否定していた里倉方式（本稲は正倉外）でも黙認できる。

## 4.3 本稲から利稲へ

天慶5.7.20の醍醐寺への太政官牒は[79]、法華三昧堂料として、近江国が正税から1万束を「本穎」にあてて「加挙」し、毎年の「利稲」を春米にして寺に送ることを通知している[80]。これに当たるのが8月14日に定めた年料雑物事のうちの米125斛で[81]、寺が出挙するための本稲を渡すのではなく、近江国から元手相当の利稲を米として毎年受け取る方式になっている[82]。中央の出挙に対する関心が、班挙から利稲回収・分配に移ったことが窺える。

10C後期には出挙制の変質が進み、村井康彦氏によると、尾張国郡司百姓等解（988年）では、受領が班挙なく「利稲分に当たる額」を「田に率して徴収」する「率稲制」になっており、率稲制はやがて「所当官物（地代）に変質吸収」されていく、という[83]。長元元年(1028)の「上野国交替実録帳」には[84]、出挙の本穎は「往古無実」（久しい昔から物実が無い状態）でも、利稲は「率徴作田、不闕例用」（耕作している田に率して徴収し、定例の費用を欠くことはない）と記されている。

11C前葉に成立した『北山抄』10「更途指南」に、受領功過定で何が功とされたかについての詳細がみえる。①私物による正税の減省分の挙填は、千町以上の開発とならんで上功とされ、それは「万代不朽」であることによる[85]。だが、②定挙のうちの無実の本穎を填しても殊功とはしない[86]、とある。2つの補填方法のうち、乱前に主流だった②の重要性が低下しているのに対し、①が高く評価されている理由は、これまでの検討から明らかである。受領が掌握して定数維持の根拠となっている現物が、②は本稲、①は利稲である。もちろん①が示す定数も本稲量だが、率をかけて利稲量算出の元本となる帳簿上の数字である。①の挙填は、受領管理下の本稲の追加新設を意味し[87]、増加分の利稲が継続的に得られる。

## 4.4 地方統治の変容

三上喜孝氏は、日本古代の出挙が「種稲分与」という「農業慣行が強く意識され」たものであり、「地域の首長」による「貸付・収納」は「民衆支配」を可能にする制度であって、そのため「郡司・税長」は、「出挙業務を手放さなかった」し、「穎稲維持」が天平期以降の「国家の基本政策」だった、とされる[88]。

そうであれば、種稲を握って班挙する首長が支配者と仰がれる古代的な体制から、収穫の進納を受ける機関が権力を持つ中世的な体制へ移行した、ともいえる[89]。転換点は、中央が地方を制圧した天慶の乱にある。

寺社の加挙米や率稲制に類する制度は、仕組としては以前からあった里倉方式と同様でも、収穫物の行き先の優先

度が変更されている。乱前は在地の出挙本稲への補填だったが、乱後は中央統治下の機構（朝廷・受領・寺社など）への利稲進納になる。受領を統制する公文の重点が、解由から惣返抄へ移行したのはその現れである。将門追討官符の王土王民思想を掲げる中央は[90]、ひとたび本稲を設置すれば継続的に徴収可能な制度を整備していき、地方財政を中央機関の統制下に置くことに成功したのである。

## 5. おわりに

小稿では次を論じてきた。令制の地方財政の柱は出挙で、数を定められた本稲（元手）を在地へ班挙（配給貸出）し、利稲で中央貢進物の調達などの経費を賄っていた。9C末には未納（本稲未返納）が横行して、正倉にあるはずの本稲の現物数が不足し、中央は受領に填納を求める。だが、班挙しても回収できない本稲への補填は在地有力者への穎稲の流出につながり、地方財政は悪化した。坂東では、受領が在地からの対捍と中央からの叱責に挟まれていたところに災害が発生し、将門の乱が起こる。乱後、地方統治の方針は、出挙本稲現物回収から収穫利稲進納完遂へと転換される。これは、中央の地方制圧によって可能になったことであり、種稲等を班挙する首長こそが収穫物を徴収できるという古代的な民衆支配段階からの移行としても把握されうる。

中央は乱の勝者だから、従来の政権基盤と政策を継承しており、各制度は継続・変質して漸次整備されていった。地方において乱の前後で一気変わったのは収穫物の行き先（富の流れ）であり、受領統制の重点が、解由（正倉内にあるイネ類など、留国官物の引継証）から惣返抄（進納物の領収証）へと変更されたことに現れた。中央はそれまでの受領統制の限界を悟り、政策の運用方針を変えたとみられる。如上の考察が成り立つなら、将門の乱は地方統治の転換点といえる。

有力者と出挙、坂東の地域性、里倉および官物補填の在り方など、論じきれなかったことは多いが、今後の課題としたい。

## 注

- [1] 平将門・藤原純友の乱は「承平天慶の乱」とも呼ばれてきたが、寺内浩氏は乱の呼称を専論で検討し、「天慶の乱」が「適切」とされた。氏の結論に従い、小稿でも「天慶の乱」と呼ぶ。寺内浩「天慶の乱と承平天慶の乱」『平安時代の地方軍制と天慶の乱』（塙書房2017、初出2013）p179-180,218。
- [2] 上島亨氏は、「天命思想」を意識した将門の乱の「衝撃」から「新たな王権を正当化する論理」や「世界観・神話」が創られていくとして、乱を「中世社会・王権の起点」に置かれる。上島亨『日本中世社会の形成と王権』（名古屋大学出版会2010）p35,55。
- [3] 10C前期までに、守・介・掾・目の四等官制をとっていた国司のなかでも、在地の官長であった守（受領）に責任が集中する（親王任国の上野・常陸・上総では介が受領）。受領に対して他を任用という。なお、小稿では「国」を令制国の意で用いる。
- [4] 中込律子「中世成立期の国家財政構造」（『平安時代の税財政構造と受領』校倉書房2013、初出1995）p176。
- [5] 「知恥之士、誰冀為吏乎」（第8条）。
- [6] 寺内浩「受領の私富と国家財政」（『受領制の研究』塙書房2004、初出1994）p89。
- [7] 玉井力「一〇—一世紀の日本—摂関政治」（『岩波講座日本通史6古代5』岩波書店1995）p48。
- [8] 将門の乱を中核として同時多発的に拡大した天慶の乱は、坂東に先鋭的に現れていた矛盾が広域で共通していたことを示すと考え、全国的に施行される地方統治政策への影響を示すときには「天慶の乱」とする。
- [9] 小稿では、「東国」（東海道遠江以東・東山道信濃以東）と区別して、「坂東」を足柄坂・碓氷坂以東（陸奥・出羽を除いた現在の関東）の指称とする。
- [10] 三宅長兵衛「将門の乱の史的前提—特に「僞馬の党」を中心として—」（林陸朗編『論集平将門研究』現代思潮社1975、初出1954）p178,189-190。
- [11] 『続日本紀』延暦5年(786).8.8勅。
- [12] 矢野建一「「神火」の再検討」（『史苑』38-1/2,1977）p27-28。
- [13] 石上英一「正税」項『国史大辞典』。
- [14] 穀は、一部官人などへの給付に回り、残りは経年保存され、倉が貯まるとカギが京進されて不動穀となる。
- [15] 藪田香融「出挙—天平から延喜まで—」（『日本古代財政史の研究』塙書房1981初出1960）p92。
- [16] 田籍に応じて徴収される租は「田令田租条」、「概して低率」で、地方財政は公出挙に「依存」していた。令制で中央に納入されるのは、人別に賦課される調・庸である〔賦役令〕。井上光貞他校注『律令』（岩波書店1976）p570,580。天平以降も出挙は「国家の収奪システムにおける大柱として重視されていく」。本庄総子「律令国家と「天平の転換」—出挙制の展開を中心に—」（『日本史研究』655,2017）p21。
- [17] 早川庄八「出挙」項『国史大辞典』。
- [18] 雑令以稲粟条・公私以財物条における「利」と「本」。井上光貞他校注『律令』（岩波書店、1976年）p479。
- [19] 井上光貞他校注『律令』（岩波書店、1976年）p570。
- [20] 正税出挙本稲の定数は、天平17年(745)まで「淵源」を「遡り得る」もので、弘仁主税式・延喜主税式に国別に定められている（式数）。早川庄八「公廩稲制度の成立」（『日本古代の財政制度』名著刊行会2000、初出1960）p20-21。正税式数は「正税稲・公廩稲・雑稲」に分けて定められていた。石上英一「正税式数」項『国史大辞典』。

- [21] 公廩稲が「その出挙利稲を以て「官物之欠負未納」を補填すること」「国内之儲」を割き取ること」「その残余を以て国司に配分すること」のために設置されていた。早川庄八注[20]論文p10-11。天平期の本稲維持策は、債務者からの「直接的な未納徴収」よりも公廩からの補填が主だったとの説がある。山本祥隆「出挙未納と公廩」(『国史学』201.2010) p25。
- [22] 石上英一「正税帳」項『国史大辞典』。
- [23] 毎年、国からの四度使(朝集使・大帳使・貢調使・正税使)が考課・計帳・調庸・税帳の報告を中央にもたらすことになっていた。
- [24] 早川庄八「勘会」項・「勘出」項『国史大辞典』。
- [25] 「寮で前年帳・枝文や出挙帳などと勘会され、未納・欠負の填納が確認されれば」「返抄が国に下された」が、「一定額以上の計算間違いや、諸帳との不一致が勘出されたり、未納・欠負の補填が行われていなかったりした場合」は「正税返却帳が添えられて国に返却」された。石上英一「正税帳」項『国史大辞典』。
- [26] 『政事要略』56。
- [27] 山里純一「税帳勘会制とその実態」(『律令地方財政史の研究』吉川弘文館1991初出1985) p111。福井俊彦「貞観後期・昌泰期の政治と交替制」(『交替式の研究』吉川弘文館1978) p513-516。
- [28] 福井俊彦「国司制の変遷」(『交替式の研究』吉川弘文館1978) p90-92。
- [29] 福井俊彦「交替」項『国史大辞典』。福井俊彦注[28]論文p59。
- [30] 不与解由状(解由を与えない理由を記す状)が出る。
- [31] 解由には、式解由(欠損無)・式代解由(当任雑倉無)・己分解由(交替時に己分補填済)・会赦解由(当任雑倉有だが赦免に会った場合)の4種があった。梅村喬「勘会制の変質と解由制の展開」(『日本古代財政組織の研究』吉川弘文館1989, 初出1974) p123-124。
- [32] 解由の返却は、すでに仁和4(888).7.23官符で、調庸未進と結びついていた。北條秀樹「文書行政より見たる国司受領化―調庸輸納をめぐる一―」(『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館2000, 初出1975) p26-29。
- [33] 山里純一氏は「不与解由状に記載された新旧国司の相論の多くは官稲を中心としたもので」「勘解由使勘判そのものが地方財政と大きく関わるものであった」とされる。山里純一注[27]論文p117。
- [34] 正税出挙は春・夏の2度おこなわれ、春は「種稲としての性格を持つ」。舟尾好正「出挙の実態に関する一考察―備中国大税死亡人帳を中心として」(『史林』56.1973) p86・91。亀田隆之氏は「出挙は種子料稲と食糧稲の両方を包含したのものとして、収奪体制確保のための勸農行為としてもっとも有効な措置」だったとされる。亀田隆之「古代の勸農政策とその性格」(彌永貞三編『日本経済史大系1古代』東京大学出版会1965) p303-304。
- [35] 『類聚三代格』8。
- [36] 郡司層を含む在地「有勢者」が、受領と直結して「国務に従事」し、あるいは「国衙対捍」にも及んだことは、次に詳しい。山口英男「十世紀の国郡行政機構―在庁官人制成立の歴史的前提」(『日本古代の地域社会と行政機構』吉川弘文館2019, 初出1991) p53-57。
- [37] 早川庄八「出挙」項『国史大辞典』。
- [38] 『三代実録』元慶5(881).3.14条に「秩満解任之人、王臣子孫之輩」「奪田糧不受官稲、出挙私物、収納之時、好妨公事」とみえ、正税出挙を受けずに私出挙で利益をあげていたと考えられる。なお、『類聚三代格』8寛平7(895).3.22官符で、政府は王臣家の私出挙を禁止している。
- [39] 『類聚三代格』12寛平7.9.27官符には「春給正税、則乍置官舎、涉月不受、秋徴田租、亦争運獲稲、過期無輸」とあり、班挙を受けたようにみせて秋収を納めない例が記されている。
- [40] 天平期の正税帳には、未納とは別に「債稲身死」「負死」の「免稲」「免税」が立てられ、収穫前に死亡した場合は本稲分の返却が免除されていたが、延暦14(795).閏7.21勅で、諸国が競って死亡を申請して正税の損が多いので以後は免除しないことになった。
- [41] 石上英一「正税率分」項『国史大辞典』。
- [42] 坂上康俊「負名体制の成立」(『史学雑誌』94-2, 1985) p27。
- [43] 村尾次郎「公出挙制の展開」(『律令財政史の研究』吉川弘文館1961) p298,435-436。
- [44] 坂上康俊注[42]論文p3-5。利稲も「里倉に納められたまま」の「場合がかなりあった」といわれる。
- [45] 『三代実録』貞観15(873).12.23条。『三代実録』貞観4(872).7.29条には、出挙収納や下稲などにあたり国司が賄賂を受けて「虚納」する、とみえる。
- [46] 『類聚三代格』12延喜2(902).3.13官符「応禁断諸院諸宮王臣家、仮民私宅号庄家、貯積稲穀等物事」では、「出挙収納不能自由、公事難済」のため、院宮王臣家が民の私宅を借りて庄家と号することを禁じている。
- [47] 村尾次郎注[43]論文p436。
- [48] 『類聚三代格』8延喜5.12.25官符。所引の寛平7.7.11官符に、交替時は先ず「正税定数」を補填する制があったことがみえる。
- [49] 村尾次郎注[43]論文p436。
- [50] 『類聚符宣抄』8寛平6.8.4官符。
- [51] 福井俊彦注[27]論文p520。
- [52] 福井俊彦「受領功過定について」(森博士還暦記念会『対外関係と社会経済』塙書房1968) p260-261。
- [53] 『日本紀略』延喜9.7.1条, 同.7.11条, 延喜15.2.10条, 『扶桑略記』延喜19.5.23条。
- [54] 『西宮記』臨時1(甲)「官奏」, 裏書。
- [55] 「勘解由使勘判抄」収載の勘判例は「主に延喜年間以降」に多く、「就中承平年間に際立った集中度を示し

- て」いた。増渕徹「『勘解由使勘判抄』の基礎的考察」(『史学雑誌』95-4,1986) p38。
- [56] 『政事要略』56, 同55。
- [57] 詐偽律にあたる。前司の意は「欠損から犯用に至るまで」「悪質さに応じて順序づけ」られた。佐竹昭「勘解由使勘判の構造と恩赦の運用」『古代王権と恩赦』雄山閣1998, 初出1981) p304-305,326-328。
- [58] 『日本紀略』承平7.11.是日条, 天慶元.4.15条, 同5.22条, 同6.20条, 『本朝世紀』天慶5.6.14条。
- [59] 『政事要略』55天慶2.2.15官符。「堂舎破損」「仏像暴露」「先皇御願, 豈可如此, 水旱疾疫, 恐自此生」とある。
- [60] 『政事要略』59天慶2.2.15官符。
- [61] 『政事要略』27(天慶元年, 常陸の勘解由使勘判)。
- [62] 『貞信公記』天慶2.3.3条, 『日本紀略』天慶2.12.2条, 同12.27条, 『本朝世紀』天慶2.12.29条。『本朝文粹』2天慶3.1.11のいわゆる将門追討官符にも「奪印鑑」とある。
- [63] 『日本紀略』天慶3.3.25条, 「依将門乱時奪印鑑也」。『尊卑分脈』武智麻呂孫, 「被奪印鑑」。
- [64] 『日本紀略』天慶5.3.10条。
- [65] 佐々木宗雄「十～十一世紀の受領と中央政府」(『日本王朝国家論』1994, 初出1987) p154。典拠は『貞信公記』天慶8.1.4条である。
- [66] 勘解由使勘判ではなく勘文。「不与解由状に記載された正税・不動穀・糶の欠を, 勘解由使が調査して報告したもの」。佐々木恵介「9-10世紀の日本」三(『岩波講座日本通史5古代4』岩波書店1995) p61-62。
- [67] 受領功過制は天慶8年に「構造的に完成」した。大津透「受領功過定覚書」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店1993, 初出1989) p354。
- [68] 増渕徹注[55]論文p58-59。
- [69] 大津透注[67]論文p353-354。
- [70] 『日本紀略』天曆3.12.19条「被定主税寮返帳事」。
- [71] 『政事要略』57天曆4(950).9.16「不能進省勘文事」。
- [72] 佐々木宗雄氏は, 寛平6.9.29官符によって正税返却帳の「性格」が変化し, 10Cに入って「惣返抄的」になっていくとされる[佐々木宗雄注[65]論文p174]。だが10C中葉の天曆4年勘文には, 「返抄」と「返帳」は区別されるべきなのに偏に寛平6年格を引いて同義とするのはおかしい, と記されていた。寛平・延喜期には返却税帳が受領へのペナルティとされている点からも返帳が返抄的になるのは10C後期からと考えられる。
- [73] たとえば, 受領の申し文に, 自分の功績として総返抄と返却帳を受けたことをあげた例が確認できる。『本朝文粹』6「申官爵」, 源為憲の正暦5年(994)惣返抄, 長徳元年(995)返却帳(返「却」帳を返「都」帳に作る異本もあるが, 応仁本に拠る)。
- [74] 『類聚符宣抄』8天慶8.3.8宣旨。
- [75] 村井康彦「公出挙制の変質過程」(『古代国家解体過程の研究』岩波書店1965, 初出1960) p55-57。
- [76] 『政事要略』51天曆1(947).閏7.16弁官下文。
- [77] 『貞信公記』天慶9(946).12.10条, 『符宣抄』(別本)天慶9.3.13官符, 天曆3.1.21近江国解。国検非違使は, 斉衡2年(855)大和国が初見であり, 貞観3年(871)には武蔵国の郡ごとに, 宇多朝までに摂津・上総・下総などの諸国に置かれていた。谷森饒男『検非違使を中心とした平安時代の警察状況』(柏書房1980, 初出1915) p18-19。天慶の乱後の国検非違使の再編が, 地方軍制の変革につながった可能性もある。
- [78] 延喜式が康保4年(967)に施行され, 主税式に「諸国出挙正税公廩雑稲」が定められている。このうち雑稲は, 修理官舎料・池溝料・救急料などの国衛の費用と並び, 具体名で寺社料が充てられている。田名網宏氏は, 延喜主税式数を弘仁式数(9C制定)と比較し, 正税・公廩出挙は「僅かに」多い程度だが, 「大部分」が「寺院関係のもの」である雑稲出挙は「実に四倍半の膨張率を示して」おり, 延喜式における雑踏出挙の「発達」が「激甚」であったことを指摘されている。田名網宏「出挙制の消長に関する数的研究(上)」(『歴史学研究』3-5, 1935) p40, 「出挙制の消長に関する数的研究(下)」(『歴史学研究』3-6, 1935) p44。
- [79] 『慶延記』3下醍醐雑事記3。
- [80] 神戸航介氏は「国に新たに特定用途に充てる本穎を設置し出挙する」「寺社料加挙」が9Cからみられ, 10～11Cに多数が設置されて「雑米惣返抄に記載される形で受領功過定」にて確認を受けたことを示されている。神戸航介「当任加挙考—平安時代出挙制度の側面—」(『日本歴史』813,2016) p6-11。ただし, 当件は神戸氏の「寺社料加挙」の一覧には入っていない。
- [81] 『慶延記』3下醍醐雑事記3。
- [82] 醍醐寺への特定料としての春米の運送は, 延長7年(929).承平元年(931)にも設置例がみえ, 正税があてられている[『醍醐寺要書』延長7.5.26, 『慶延記』3承平1.5.7]。ただし, 乱前の2例は, 米の量のみ表示されて出挙本稲数は表示されないの, 加挙ではなく諸司支給の正税春米に准じた扱いだった可能性がある。
- [83] 村井康彦注[75]論文p27.59。
- [84] 『平安遺文』4609(九条家本延喜式裏文書)。
- [85] 「以私物挙填減省正税, 千町以上開発, 并為上功, 依万代不朽也」。
- [86] 「填定挙内無実本穎, 不可為殊功」。
- [87] ①は, 利稲が得られている定挙のうちの本稲物実を移動しただけなので, 利稲は増えない。
- [88] 三上喜孝「出挙・農業経営と地域社会」(『歴史学研究』781,2003) p40-42。
- [89] 本稲数維持・欠負補填そのものは10C中葉以降も続いており, 政策としてなくなったわけではない。乱前の正倉における現物束数保持・班挙重視から, 乱後の返抄と帳簿の数整合・進納重視に変わった。
- [90] 伊藤喜良氏は, 王土王民思想について「地上のすべて

のものは本来天帝のもの」だから「統治を委任された天子のもの」とする思想であって、天慶3.1.11官符（いわゆる将門追討官符）で「明快に」語られた、と説明されている。伊藤喜良「王土王民・神国思想」（永原慶二他編『講座・前近代の天皇4統治的諸機能と天皇観』青木書店1995）p259,273。